

# 平成28年9月定例会 常任委員会

## 福祉公安委員会

委員長名	安部泰男
委員会開催日	平成28年10月6日(木)、7日(金)
所属委員	〔副委員長〕鈴木智 〔委員〕 坂本竜太郎 鳥井作弥 長尾トモ子 柳沼純子 三村博昭 川田昌成 佐藤憲保



安部泰男委員長

(1) 知事提出議案：可 決…3件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(3) 請 願：採 択…1件

[※請願はこちら](#)

## (10月 6日(木) 警察本部)

長尾トモ子委員

警2ページの総合的なサイバー犯罪対策経費の内容は研修経費との説明であったが、具体的にどのようなことをするのか。

警務部参事官兼会計課長

サイバー犯罪被害の防止を目的とした広報等のリーダーを養成するため、民間企業や学校関係者等で組織している福島県ネットワークセキュリティ連絡協議会会員を対象に会津大学において情報セキュリティ対策の研修を行うものである。

長尾トモ子委員

これからサイバー犯罪はどんどんふえていくと思うが、具体的な研修内容について説明願う。

生活環境課長

サイバー犯罪による被害を防止するための見守りネットワークを構築する事業である。近年のインターネットによる詐欺、悪質商法の被害やトラブルに関する相談件数が急増している現状を踏まえ、県警察、県消費生活センター、事業者、学術機関である大学等と連携し、サイバー犯罪から消費者を守るためのネットワークを構築するものである。

具体的にはコンピューター専門大学である会津大学において、県内企業の担当者を対象に研修を行う。研修を受けた

県内企業の担当者をサイバー犯罪被害の広報等に当たるリーダーとして育成し、企業においてそれぞれ顧客に対して広報啓発、アドバイスを行うものである。研修対象となる県内企業については、福島県ネットワークセキュリティ連絡協議会の会員で77企業である。

なお、当該事業は消費者庁の地方消費者行政推進交付金を活用している。

川田昌成委員

警2ページのヘリコプター維持管理経費は定期耐空検査により判明した修繕に係る経費との説明であったが、定期検査はどのくらいの頻度で行い、修繕する箇所はどこか。

総合運用指令課長

耐空検査については、年に1度、業者に外注して検査を行う。3,415万円の増額補正の内容としては、各種部品交換及び工賃である。

主な修繕内容としては、メインローターサーボアクチュエーターのオイル漏れや羽の部分が劣化し亀裂があるなど、非常に重要な部分の修繕であるため高額になっている。

川田昌成委員

小型ヘリコプターはいつ購入したのか。

総合運用指令課長

平成16年度に購入した。

川田昌成委員

ヘリコプターの耐用年数は何年か。

総合運用指令課長

20年を一つの目安としている。

川田昌成委員

先日、運転免許の高齢者講習を受講してきた。本会議で本部長も答弁していたが、高齢者の交通事故が大変多いとのことだった。私も高齢者マークを車につけて運転しているが、買い物に行っても専用スペースに駐車できるなど、優遇される面も多いと実感した。高齢者自身もしっかり講習を受けて注意しなければならないと感じた。

最近では農免道路の交通量も多く、朝夕の信号待ちも相当数あり、交通状況も変化していると感じる。交通状況の変化に伴い信号機の見直しも必要ではないか。

交通規制課長

信号機等の交通規制については、道路の改良、新設、商店や小学校の設置等、交通環境の変化、付近住民の要望に基づき必要性を検討し設置している。

交通環境については日々変化するものであり、必要性が低下しているものについては検討し、さまざまな対策を講じた後に見直しや撤去を行っていく。

## 川田昌成委員

私ごとで恐縮であるが、家内が交差点の赤信号で一時停止をせずに大きな事故を起こしてしまった。高齢者講習を受けて交差点のあり方、信号機のないロータリー交差点等、これからは交差点の改良などが重要だと聞いてきた。事故が起こるのは、人と車が対面するケースが多いと思うが、車の流れを変える意味で交差点の改良についてはどのように考えているか。

## 交通規制課長

交差点は交通事故が非常に発生しやすい箇所であり、道路管理者と連携し交差点の事故防止対策を実施している。

道路管理者は交差点のカラー化、速度抑制対策である凸部（ハンプ）を設置し、県警としては信号機や一時停止、横断歩道を設置する等の対策を実施している。

委員指摘の信号機のない交差点は、環状交差点（ラウンドアバウト）と呼ばれる交差点である。ラウンドアバウトは、本庁舎正面玄関前のロータリーのように、信号機を設置せずに円形スペースに道路を接続したもので、車が一方方向に通行するものである。ラウンドアバウトのメリットは、通常の十字路交差点と比較し、減速せずに通行しても出会い頭の重大事故が起きにくいことである。また、信号機の設置が必要ないので、コスト面でもメリットがある。

一方、デメリットは1時間当たりの交通量が900台以上になると、交通渋滞が起きてしまうことである。

交差点を設置するのは道路管理者であるが、そういった点をよく検討しながら、適正な交通規制を行っていく。

## 長尾トモ子委員

交通規制関係について聞く。私の家の近所で7時30分～8時30分の時間規制が実施されていた道路があったが、いつの間にか規制が解除されていた。地域の方もいつ規制が解除されたのかと心配していた。管轄の警察署に聞いたところ、5月24日に解除されており、標識は1カ月前に撤去したとのことだった。

規制を周知するには地域の行政センター等との連携が必要だと思うが、規制を解除する場合は地域の声をどのように吸い上げているのか。また、規制する場合もどのような連絡をするのかははっきりしていたほうが住民の迷いもないと思うが、その辺の状況について説明願う。

次に、学校周辺は「ゾーン30」として速度規制されている。県内における「ゾーン30」の設置状況について聞く。また、「ゾーン30」における問題点があれば説明願う。

## 交通規制課長

交通規制については、付近住民からの意見要望や道路改良があった場合に実施しており、その際には住民の合意形成を図るよう指導している。通常は地域の町内会会長や区長等に説明し、合意を得てから交通規制を実施することになっている。

また、信号機撤去等の大きな交通規制の変更については、広報誌の活用や住民説明会を開催するなどしている。

「ゾーン30」は、小学校周辺や高齢者施設、病院、商店街等、歩行者が多い地区を規制エリアに指定して時速30kmの速度規制を実施し、歩行者と車の重大事故を抑止する安全対策であり、平成24～28年度の5年間で県内43カ所を指定している。

## 交通部長

「ゾーン30」は非常によい施策であるため、来年度以降も推進する項目の一つに挙げている。

「ゾーン30」は速度を抑制することが第一の目的であり、エリア内は時速30km以下で走ってほしいが、委員指摘のと

おり広報が課題である。「ゾーン30」の看板を掲げてもその規制内容をドライバーに周知しなければ、児童が歩いているのにスピードを下げずに運転されてしまう。「ゾーン30」という名称とともにその趣旨を規制エリア周辺の方や通行する方にもっと広報していくべきと考えている。

また、「ゾーン30」は学校が一つのポイントになるので、学校と連携しながら送迎の保護者への周知を図るなど、さらなる周知徹底を図っていきたい。

#### 長尾トモ子委員

規制の当事者である警察は意味がわかっているとしても、一般の方に知らしめることによって、子供たちが安心して安全に通学することができると思うので、広報についてよろしく願う。

また、いろいろな交通規制があると思うが、規制する場合には地域の方との合意形成をしっかりと行いながら進めてほしい。要望である。

#### 坂本竜太郎委員

関連して聞く。昨日、県警におけるツイッターを利用した県民向けの情報発信項目を拡大していくとの報道があった。ツイッター利用者は年代が限られているかもしれないが、それでも情報の広がりは大いにある。今の情報化の時代にスピード感や確実性、つながるといふ当事者意識を持ってもらうことを考えれば大変有意義なことだと思う。

今回の情報拡大に関する内容と今後どのように発展させていくのか説明願う。

#### 生活安全部統括参事官兼生活安全企画課長

ツイッターによる情報発信は平成27年5月に生活安全企画課から開始した。内容としては、なりすまし詐欺の被害防止や注意喚起、子供、女性を対象とする犯罪の発生状況等、安全・安心情報を発信してきた。

ことしの4月からは当課に加え、交通規制等の交通関連情報の発信を交通企画課が開始したほか、10月5日からは県民の多様なニーズに応えるとともに警察活動への理解、協力を得るために県警察本部各所属においてもツイッターによる情報発信を行うこととした。

昨年5月からことし9月末までにおける情報発信回数は1,229件でフォロワー数は4,161件である。現在、全国で半数以上の県警がツイッターによる情報発信を行っており、本県の4,161件というフォロワー数はおおむね平均的な数字である。

今後、警務部は採用情報、警備部はテロ関連情報、地域部は山岳遭難事故防止など、県警察本部各所属からさまざまな情報を発信していくので、フォロワー数もふえるものと期待している。

なお、ことし一番多く閲覧されたツイートは、3月末に埼玉県朝霞市で少女が誘拐され2年ぶりに保護された事件を踏まえて発信した、「子供への不審者の教え方」に関するツイートであり、閲覧数は13万回を超えた。今後、情報発信内容の充実を図るとともに警察活動への理解、協力を得たいと考えている。

#### 坂本竜太郎委員

運用面で配慮しなければならないことも多いと思うが、推移を見守りながら積極的な広報を展開してほしい。

#### 鳥居作弥委員

現在、看護や介護、福祉の現場で人材不足が騒がれているが、警察行政においても人材確保に苦慮していると思う。福祉等の分野ではせっかく働き始めても、人手不足が影響し現場における一人一人の仕事量が多く拘束時間も長くなり、

いや応なしに離職する方が後を絶たないと聞き、負の循環になっている。

震災後、警察においても業務量がふえ、仕事内容も多岐にわたっていると思うが、採用者のうち1年もしくは3年以内でやめた方の離職率の傾向について教えてほしい。

#### 警務部統括参事官兼警務課長

平成28年9月末現在、ことし4月1日に採用されて初任科生となった大卒52名のうち5名が退職し、同じく高卒で入った64名のうち2名が退職している。大卒のうち女性警察官は1名である。退職に当たり警察学校では引きとめ、今後の進路について相談するが、主な退職理由としては学校生活の厳しさになじめなかった、自分が想像していたものと違った、私生活まで束縛されたくない、地元に戻り就職したい等である。

また、警察官拝命後3年以内の退職という統計はない。28年度における現在までの退職者は24名であり、その中に初任科生7名も含まれている。

#### 鳥居作弥委員

そういった状況の中で、ワーク・ライフ・バランスというテーマがある。私たちの世代とこれから就職する10代後半～20代前半の世代では、私自身も実感しているが、感覚のずれがある。警察行政の中でワーク・ライフ・バランスについて、どのように考えているか。

#### 警務部統括参事官兼警務課長

現在、女性警察官の採用がふえており、今年度も20数名の女性警察官を採用する予定である。来年度も同様に進めることとしており、女性が働きやすい職場環境をつくることもワーク・ライフ・バランスの一つと考え、職場環境の整備を中心に進めている。

また、超過勤務の抑制や勤務環境の改善、異動希望の調査についてもさらに詳細な内容に改めるなどしている。

#### 鳥居作弥委員

県では知事がイクボス宣言を行い育児休暇の取得を促しているが、これからの時代は介護休暇を取得する等の流れになっていくと思う。現在の育児休暇、介護休暇の取得状況について聞く。

#### 警務部統括参事官兼警務課長

現在、女性警察官29名が育児休暇を取得しているが、男性の育児休暇取得はない。介護休暇取得の実績もない。

これまでは介護について余り関心はなかったが、職員の中には両親の介護に関する悩みを持つ者もあり、上司の立場から部下に対する身上指導を行う項目に新たに介護の項目を設けた。これからは、介護を行う場合にも休暇を取得させることを促進していく。

## (10月 7日 (金) 保健福祉部)

#### 長尾トモ子委員

保の2ページ、介護給付費負担金が減額となったのは、健康状態がよくなったためか。減額の理由について聞く。

#### 部参事兼高齢福祉課長

介護保険法が昨年4月に改正され、予防給付で行っていた要支援者に対する訪問介護、通所介護を市町村が行う地域

支援事業に移行することになったため、介護給付費負担金を減額した。

また、地域支援事業交付金については、当初、新しい総合事業に移行する市町村を16市町村と見込んでいたが、結果的に37市町村にふえたことから増額補正としている。

なお、給付費が減ったのは健康状態がよくなったということではなく、市町村事業に移行したことによる減額である。

#### 長尾トモ子委員

部長説明において、健民パスポート事業についてはスマートフォン用アプリを活用し、日々の健康チェック等により県民の参加意欲を喚起するとの説明があった。若い人には特に効果的だと思うが、広報のあり方をきちんとしないと政策がしっかりしていてもなかなか認知されないと思う。多くの方に周知するためにどのような広報活動をしているのか。

次に、地域包括ケアシステムの構築について、ルール of 策定・運用に取り組むとの説明があったが、具体的にどのようなことをしていくのか。

最後に、県民健康調査事業において、今年度から専用ダイヤルを開設し相談体制の充実に努めているとの説明があったが、専用ダイヤルはいつから始まり、どのような体制になっているのか。

#### 健康増進課長

健民パスポート事業の広報については、HP、県政広報誌、県政広報番組等の県が行う各種広報媒体で周知を行ってきた。

また、新しい事業の開始に当たり、パブリシティを利用しマスコミに取り上げてもらうことに加え、職場や団体で利用してもらえるように各保険者、事業所に出向き活用を促している。

#### 部参事兼高齢福祉課長

地域包括ケアシステムについては、介護を要する高齢者が病院から退院し在宅生活への移行を円滑に進めるため、病院、ケアマネジャー、市町村が連携してルールを作成するものである。退院調整が漏れることにより、必要な介護サービスが自宅で受けられず再入院となることがあるため、情報提供シートを作成し、確実に病院からケアマネジャーに情報が提供されるルールをつくるものである。

昨年度は県中、県南圏域においてモデル事業を実施したが、今年度からは県内全域で取り組むため助言等の支援を行っている。

#### 県民健康調査課長

県民健康調査については、県民からの検査に対する不安や疑問に対応するため、県立医科大学にコールセンターを設けていたが、それとは別に、ことしの4月から甲状腺の病気に関する医学的な質問等に専門家が直接対応する専用ダイヤルを開設した。

#### 長尾トモ子委員

健民パスポートについては、職場に直接出向いて広報活動を行っているとの説明があった。とても大事なことである。幾ら制度をつくっても、しっかり周知しなければ意味がない。昨日、他部局の審査でも話題になったが、フェイスブック等のSNSを活用するなど、県の広報媒体以外にも利用すべきと思うので、これからもしっかり周知願う。

次に、地域包括ケアシステムについては、病院を退院してからケアマネジャーの認定を受けるまでに時間がかかり介護用品をなかなか借りられない等いろいろある。退院してから在宅生活への移行がスムーズに進むよう関係機関ときち

んと連携してほしい。

県民健康調査に関しては新聞等にもたびたび取り上げられるなど、県民の関心が非常に高い。子供を持つ親は特に不安を抱えている。ベラルーシでは30年経過した今も検査をしている。それを考えると、さまざまな不安や疑問に対応できる体制をつくってほしい。要望である。

川田昌成委員

部長説明で地域包括ケアシステムを市町村と連携して進めていくとの説明があった。地域包括ケアシステムは今後、地域医療の大きな柱になると認識しているが、どのような対策を行うのか、具体的に説明願う。

部参事兼高齢福祉課長

地域包括ケアシステムについては、高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供していくシステムである。

現在、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図るため、さまざまな施策に取り組んでいるが、その一つが在宅医療・介護連携の推進である。具体的には先ほど説明した病院から在宅生活への移行を円滑に進めるための退院調整ルールづくりである。

次に、認知症施策の推進に取り組んでいる。認知症は早期発見、早期診断が重要であるので、市町村において認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置し対応している。

また、地域ケア会議の推進として、市町村の地域包括支援センターにおいて多職種が連携し高齢者のケアマネジメントを行う取り組みをしている。

さらに、予防給付（訪問介護・通所介護）が市町村事業に移行されたこともあり、生活支援サービスの充実・強化を図るため、市町村が生活支援サービスを提供できるように生活支援コーディネーターを養成している。

川田昌成委員

地域包括ケアシステムを構築するに当たっては、今置かれている現況を把握し、将来展望や予防医学等を踏まえるとともに、主役となる地域住民が内容をきちんと理解し協力していかなければ、形はつくったが中身はどうかとなり、せっかくの予算や地域医療が意味をなさない。

単に市町村にげたを預けるのではなく、県と国、市町村と地域等が一体とならなければ意味がない。構築するという事はそういうことではないかと思うが、部長の考えを聞く。

保健福祉部長

委員指摘のとおり、地域包括ケアシステムに至るまでの全ての流れを一括して考えていかなければならない。

まずは、高齢者の健康の保持増進を促進する取り組みを展開する。さらに、現在、地域医療構想を検討しているが、発症から入院、急性期、回復期、慢性期等の病院でケアする部分と、退院後の地域包括ケアシステムの部分を一体的に考え、医療と介護の連携を強化していく。

また、市町村が行う役割が非常にふえていることから、今後、市町村間に格差が生じる可能性が高いため、部としても地域包括ケアシステムの体制整備に向けてしっかり取り組んでいく。

川田昌成委員

本会議でも健康長寿というキーワードが出てきた。長生きすることが幸せなのではなく、健康に長生きすることが重

要である。健康といっても体が丈夫というだけではなく、家族や地域を支える担い手として活動するなど、高齢者が健康で生き生きと長生きする健康長寿に視点を置くことが大事である。

なぜ私がこのような質問をするかという、姉が22年間、寝たきり生活を送っている。正直言って、ただ生きているだけという状態である。健康とは、自分で自分のことができる、自分の考えが生活に反映できることだと思う。

健康長寿を実現するには地域包括ケアシステムが必要である。要介護になっても住みなれた地域で暮らし、最期を迎えたいというのが人間の幸せではないか。地域包括ケアシステムという言葉はよく聞くが、高齢者がその意味を理解し、年をとっても安心して生活できると思えるように、日本一の健康長寿を目指すという言葉だけではなく中身が伴ったものとしてほしい。要望とする。

坂本竜太郎委員

関連で質問する。

例えば重度な疾病の場合、地元の医療圏以外の高度医療機関で治療を受けることが多いと思う。県内だけでなく県外に行く方も多いと思うが、地元の医療圏以外の病院から在宅医療に移行する場合、または回復期を地元の医療機関で過ごす場合、先ほど説明があった退院調整や地域医療構想等を踏まえ、現段階ではどのように対応しているのか。

部参事兼地域医療課長

委員指摘のような高度な医療を要する場合、生活圏を越えて医療機関を受診することが考えられる。そういった場合には医療機関同士の連携もさることながら、地域医療構想の中で急性期、回復期といった病床の医療機能の分担、連携を整理している。急性期については医療ニーズがある場合の対応、回復期については在宅医療に向けてのリハビリ対応など、医療機関同士の機能の分担、役割の連携により、スムーズに治療から在宅に復帰できるような体制づくりに努めていく。

坂本竜太郎委員

医療圏を越えた場合にも医療機関同士がスムーズに連携できるよう尽力願う。

また、長尾委員から要望があったように、このような制度があることを県民に広く周知していかないと機能しないと思う。脳疾患、心疾患、悪性腫瘍等、高度医療が必要になる場合は突然やってくる。家族にとっても準備や覚悟ができていない中で起こるため先行きが不安になることも多く、他県のように不幸な事件が起こることもある。そのようなことを極力なくすためにも、こういう場合にはこのような流れがあるというモデルケースを示しながら、安心できる体制が整っていることを周知してほしい。要望とする。

佐藤憲保委員

保9ページの地域医療対策費は約8億円の増額補正だが、背景について聞く。

部参事兼地域医療課長

地域医療復興事業については部長説明のとおり、富岡町の診療所等、警戒区域等で医療施設の再開を計画する医療機関の施設・設備整備に関する経費であり、各地域における医療の復興状況にあわせて支援を行うものである。

また、住民の帰還がままならない地域もあるため、再開後の安定的な運営を含めた支援をしていく。

さらに、地域の中核病院の強化事業として、南相馬市の中核病院の整備に係る増額補正を計上している。



#### 佐藤憲保委員

この財源は福島県原子力災害等復興基金か。

また、基金対象事業の中でも補助率が3分の1、2分の1等さまざまであるが、この補助率の違いは何か。

#### 部参事兼地域医療課長

地域医療復興事業の財源は、厚生労働省の地域医療再生基金である。

次に、補助率の違いについては、それぞれの事業の重要度、必要度、緊急度を勘案している。例えば、先ほど説明した警戒区域等での医療施設再開事業であれば、重要度、必要度が非常に高いため、5分の4、10分の10という補助率になる。

また、既存の医療機関の機能強化であれば、その必要度に応じて3分の2、2分の1というように、各事業の必要度、緊急度等を勘案し補助率を検討している。

#### 佐藤憲保委員

この事業は累計額が約100億円である。今回の補正内容については、説明のとおり、それぞれの病院再開支援に向けた数字を積み上げた結果だと思うが、過去には浜地域の医療機関で補助率の認識の違いから事業費、補助金額が足りなくなり、こんなはずではなかったというやりとりがあった。

事業再開をしたい病院にとっては、災害によりこのような状態になったのだから、国においてできる限り手厚く支援してほしいと希望している。それを受けて県の担当者も努力しているのはわかるが、想定していた補助金額がもらえなかったと後でいろいろと騒ぎになることが過去にあった。だからこそ、同じ施設に係る事業でも10分の10の補助率の事業と3分の2の補助率の事業があることを明確にしながらかつ先方とのやりとりを積み上げていかないと、後になって事業主からこんなはずではなかった、トータルで幾らもらえんと思っていたという思い込みが騒ぎのスタートになるので、そこをきちんとやってほしい。

病院の開設を期待している地域の方のためにも、過去の苦い経験を踏まえ、同じことを繰り返さないようにしてほしい。

また、当初予算であれば年度途中での計画変更も想定されるが、今回は下半期における多額の補正であるので、そういうことのないようによろしく願う。

#### 三村博昭委員

関連して聞く。地域医療対策費で7億9,000万円の増額補正が計上されているが、補助金額は今後の医業収益を勘案して積み上げているのか。

また、勘案しているのであれば、再開に伴う収益はどのように算定しているのか。

#### 部参事兼地域医療課長

警戒区域等医療施設再開支援事業については、再開するための施設整備事業の補助と再開後の運営補助がある。これから避難指示が解除される地域もあるが、それらの地域に帰還する住民にとっては、医療機関がないと不安でなかなか戻れないとの声を聞く。人数が少なくても先行的に医療機関の再開が必要となる場合もあるが、当然ながら採算面で問題が出てくるため、県としても運営に係る経費を補助し、医療機関が安定的に運営できるように再開を支援していく。

#### 三村博昭委員

ある程度の期間を見込んでの支援だと思うが、7億9,000万円という数字は何を根拠に算定しているのか。

#### 部参事兼地域医療課長

当該事業申請の際に再開後の収支計画を提出してもらっており、その金額に基づいて補助予定を組み、年度末に対象事業費を精査した上で運営費補助を行っている。

#### 長尾トモ子委員

今年度から高齢者が主体的にコミュニティーづくりに取り組む町内会4カ所をモデル的に支援する事業が始まった。町内会に市町村ではなく県が関与することに意義があり、大変評価している。高齢者が生き生きと長生きすることが一番望まれるだけに、高齢者が地域の中で目標や生きがいを持って活動する今回の事業はすばらしいと思う。

年度途中ではあるが、当該事業を通して何が見え、今後どうするのか、現在の状況を含め説明願う。

#### 部参事兼高齢福祉課長

委員指摘の高齢者支え合いコミュニティー支援事業は、元気な高齢者が主体的に参画して地域の中で健康づくり、介護予防、世代間交流、生活支援、見守り等を行い、地域コミュニティーの構築を図る町内会に支援している。現在、郡山市の3町内会、会津若松市の1町内会、合計4カ所の町内会を支援している。

それぞれの町内会に職員が訪問し実態調査をしているが、地域で貢献したいという意欲のある元気な高齢者が多いと聞いている。また、9月に行った町内会へのアドバイザー派遣は大変好評だったと聞いている。地域のために何かをしたいという元気な高齢者のニーズが生きがいにつながる取り組みを引き続き支援していきたい。

#### 長尾トモ子委員

一生懸命活動することが地域のためにもなり自分の輝きにもなる当該事業はもっと拡大すべきと思う。

次に、高齢者地域子育て支援がある。私の保育園でも地域の方と連携し、そば打ちなどを行っているが、このような取り組みは高齢者も子供も元気になる。そういう点で高齢者地域子育て支援の取り組みはもっと拡大していくべきと思うが、どのように考えているか。

#### こども・青少年政策課長

社会全体で子育て支援を行うため、これまでも地域の寺子屋推進事業やシニアサポーター倍增事業を実施している。年度ごとに老人クラブ連合会を通じて各地域の老人クラブと子供たちが交流する事業である。今年度予算については、地域の寺子屋推進事業については180万円程度、シニアサポーター倍增事業については360万円程度を措置している。

#### 柳沼純子委員

本県の病児保育に関する取り組みについて聞く。保護者が仕事のため、ぐあいが悪くなった子供を家庭で保育できない場合、県内で預けられる保育所等はどのくらいあるのか。また、7つの生活圏ごとの数がわかれば教えてほしい。

#### 子育て支援課長

現在、23施設で病児保育等の対応をしている。

柳沼純子委員

7つの生活圏ごとの数はどうか。

子育て支援課長

病児保育には3タイプある。病児対応型については、会津1、県中4、いわき市3、県北1の合計9施設である。病後児対応型については、県北3、会津1の合計4施設である。体調不良児対応型については、県北9、南会津1の合計10施設である。

柳沼純子委員

その数で足りているのか。もう少しふやすべきという声が多いと思うが、どうか。

子育て支援課長

十分に足りているとは認識していないので、今後ふやしていきたい。

柳沼純子委員

仕事と育児の両立を図るためにも働きやすい環境を整えることは大切なことだと思う。子供の急な体調不良で職場に行けないことがない環境づくりができればよいと思う。今後とも対応についてよろしく願う。

鳥居作弥委員

おもいやり駐車場について聞く。いわき市には双葉郡からの避難者が2万3,000～2万4,000人、そのほかに原発作業員等々もいわき市に住んでいる。本来駐車すべき権利を有する方がおもいやり駐車場に駐車できないということが起きている。それらの理由はいろいろあるかと思うが、利用証を交付する際には無期限で交付する方と、妊婦やけがをした方など一時的に交付する方の2種類あると思う。後者の期限つき交付証については、制度上速やかに返納することになっていると思うが、返納の確認はしているのか。また、返納しない方への対策はしているのか。

部参事兼高齢福祉課長

おもいやり駐車場制度については、車椅子利用者用駐車施設の適正利用を図るため平成21年度から実施している。基本的な考え方としては、利用者の範囲を明らかにして、申請に基づき交付証を交付し、協力施設の駐車施設を使いやすくするものである。利用対象者は、一部例外はあるが身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、さらに要支援・要介護の高齢者、妊娠7カ月から産後3カ月の妊産婦、けが人（最長1年まで）であり、27年度末で約4万9,000件を交付している。

期限つき交付証を発行した方へのアプローチについては、基本的に交付証を交付する際にチラシを配付し期限終了後に返納するよう周知するとともに、県政広報番組等を通じて適正利用について推進している。また、本庁分として交付した期限つき交付証のうち、約2割が返納されている。今後とも適正利用について推進する必要があるため、有効期限が終了している方については、電話、手紙等で対応していきたい。

鳥居作弥委員

有効期限が過ぎた交付証を掲げて駐車している方やそもそも制度の詳細を知らずに駐車している方も見受けられる。また、生後3カ月を過ぎても駐車できると勘違いしている方もいる。有効期限が過ぎた交付証をしっかりと返納してもら

うことはもちろんだが、制度そのものを障がい者だけでなく、一般の方にも細かく周知していかないと、本来利用すべき人が利用できない。その辺についてはどのように考えているか。

部参事兼高齢福祉課長

当該制度については、民間事業者等におもいやり駐車場利用施設に登録してもらい制度を運営しており、全ての事業者が登録しているわけではない。県としては、協力施設がふえるよう、チラシやポスター等の文書を送付し協力要請しているが、改めて広域施設の管理者等に対して周知していきたい。

また、県民に対しては新聞や県政広報番組を通じて周知しているが、改めて取り組みを徹底していきたい。

鳥居作弥委員

他県では、駐車したその場で利用方法等について確認できるところもある。スーパー等で車を駐車した際にその場で制度がわかるようなものがあれば、その場で注意喚起や啓蒙ができると思うので、そのような施策について検討してほしい。